

令和9年度大学等奨学生予約採用に関して

原則、6月30日(火)をもって申請期間は終了しています。

しかし、日本学生支援機構(JASOO)から連絡がございました。下記の資料と共にご確認ください。該当することにより、新たに令和9年度大学等奨学生予約採用に申請したい方は、本校奨学金担当まですぐにご連絡ください。

※すでに、申請が終了している方は、各ご家庭にメールにて連絡をしております。ご確認ください、該当する場合は、指示にしたがって、別途申請をおこなってください。

「多子世帯」に該当するかどうかの判断では、本人(申込者)を含み扶養されている子どもが3人以上いるか否かで判断されます。

本人(申込者)以外のごきょうだいの生年月日が、2007年1月2日～2007年4月1日の方がいる場合、下記の資料をご確認いただきSTEP1・STEP2・STEP3に該当し、新たに令和9年度大学等奨学生予約採用に申請したい方は、以下の本校奨学金担当まですぐにメールで必要事項を記入のうえご連絡ください。

※扶養の基準となる年収が変更になっており、分かりづらくなっているため、再度、周知するように連絡があったものと思われます。

宛先：k-narikiyo@ship.sakaehigashi.ed.jp

連絡の〆切は 7月22日(水)まで

入力の〆切は 7月31日(金)までです。

以下の要領で、必要事項を記入して送信してください。

日本学生支援機構 「大学等奨学生予約採用申し込み関係書類」の送付を希望します。

学年^(注1)・組・番・氏名

郵便番号

住所

連絡先電話番号^(注2)

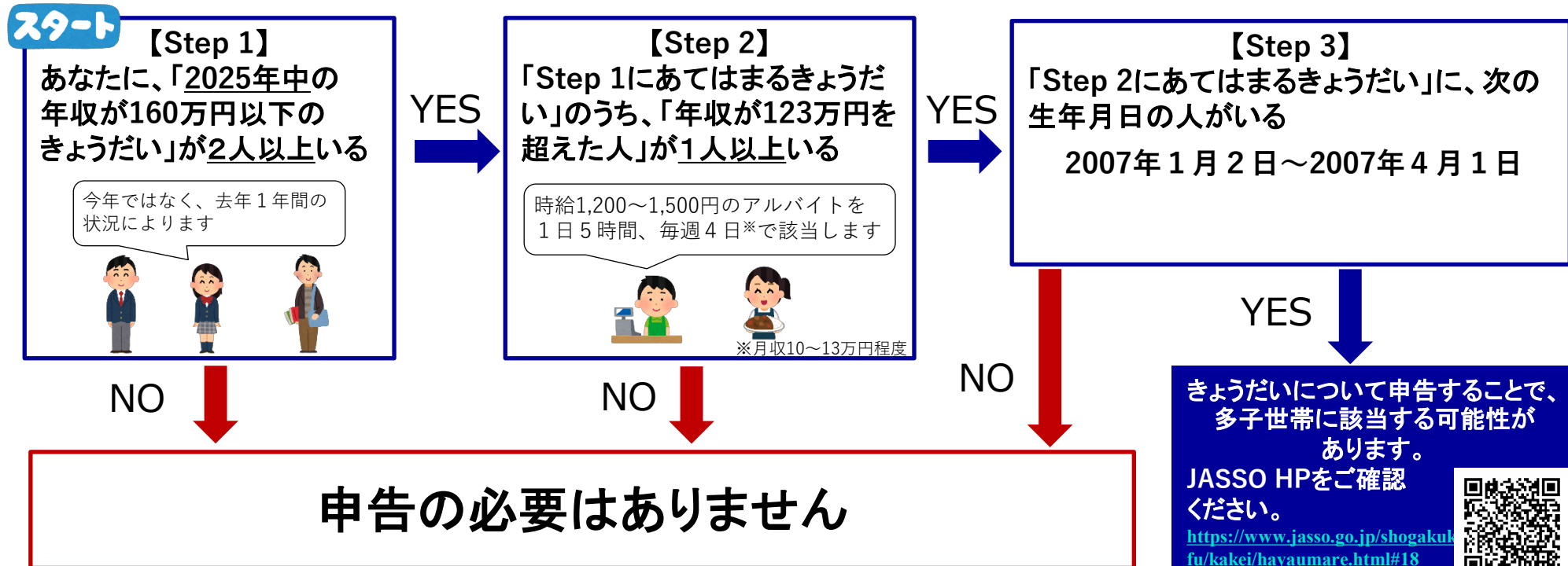
(注1) 2026年3月卒業の方は「4」年、2025年3月卒業の方は「5」年としてください。

組、番は3年生の時の組、番号を記入してください。

(注2) 日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。

- ・ 修学支援新制度における授業料等減免やJASSOによる給付奨学金・貸与奨学金の「多子世帯」に該当するかどうかの判定のために、JASSOは申込者の世帯の「子ども」の数を確認します。
- ・ JASSOでは、申込等の際に申込者自身や生計維持者のマイナンバーを提出していただきますが、申込者に「年収と年齢がある範囲にある申込者のきょうだいがいるかどうか」の情報を得ることができません。
- ・ 下のチャートを参考に、該当するきょうだいがいる申込者は「多子世帯」の判定のために申告をしてください。

あなた(申込者)に申告が必要かどうかの確認 Yes/Noチャート



奨学金の審査における早生まれの者の取扱いについて (多子世帯の「子ども」カウント)

1. 特定親族特別控除に関する多子世帯の「子ども」の扱い

日本学生支援機構の給付奨学金及び貸与奨学金においては、令和7年度税制改正にて新たに地方税法に特定親族特別控除※1が創設されたことに伴い、学生世代(19歳～22歳)であって、年収123万円超160万円以下※2の特定親族を奨学金制度の多子世帯支援における「子ども」の数に加えることとなっています。

このたびは、1～3月において18歳(いわゆる早生まれ)の者※3は、年齢以外の要件が特定親族の要件に該当する場合であっても、判定の時点において特定親族の要件である19歳に至らないことから税制上は特定親族になりませんが、同学年の者との公平性の観点から、奨学金制度の多子世帯支援における「子ども」とみなす※4予定であることをお知らせいたします。

※1 令和7年度税制改正で個人住民税に新設された、扶養控除とは異なる税制上の控除です。令和8年度の住民税から適用されるため、令和8年度以降の税情報を利用する本機構の奨学金の選考等に影響します。納税者と同一生計の親族のうち扶養控除の対象にならない程度の一定の所得を得ている学生世代(19歳～22歳)の者を「特定親族」とし、特定親族の所得に応じて納税者の所得から控除を行う制度です。

※2 本紙ではわかりやすさの観点から年収で表記していますが、年収は目安であり、審査では年収ではなく税制上の「合計所得金額」により判定されます。

※3 令和9年度大学等進学者向け予約採用においては、生年月日が2007年1月2日～4月1日の者を指します。税制上、特定親族の年齢の判定は、12月末に行われることから、同学年である早生まれでない者(同学年の生年月日が4月2日～翌年1月1日である者)とは、特定親族になり得る時期が異なります。(18歳(いわゆる早生まれ)の者は、令和8年度の住民税の特定親族になりません)。

※4 本取扱いについては、文部科学大臣決定の改正を予定しています。

2. 申告が必要となる者

税制上の特定親族の年齢要件のみを満たさない一定程度の年収を有する18歳(早生まれ)の者も、多子世帯の判定における「子ども」とみなされます。本人が年収123万円超160万円以下であるが1～3月において18歳(いわゆる早生まれ)の者である場合には、特段の手続きは不要ですが、本人以外の者(本人のきょうだい)が該当する場合、別途申請者本人からの申告が必要となります。今年度に申告が必要となるのは、予約採用に申し込む本人に生年月日が2007年1月2日～4月1日のきょうだいがおり、そのきょうだいが年収123万円超160万円以下であるときです。

○ 早生まれの者を含む「子ども」カウント追加イメージ(給与収入のみの場合)

年齢等 年収	学生世代(19歳～22歳)		18歳早生まれ		左記以外
	本人	本人以外	本人※	本人以外	本人・本人以外
123万円以下 (扶養親族)	子ども	子ども	子ども	子ども	子ども
123万円超 160万円以下	子ども	子ども (申告必要)	今回の改正箇所 子どもとみなす	子どもとみなす (申告必要)	対象外
160万円超	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外

【例】奨学金申込者Aに2人のきょうだいBとCがあり、申込者本人AときょうだいBが生計維持者の税制上の扶養親族であり、かつ、きょうだいCが18歳(いわゆる早生まれ)の者で年収が140万円(税制上の扶養親族にも特定親族にも該当しない)の場合、きょうだいCについて別途申告することにより、「子ども」がA、B、Cの3人となるため、申込者は多子世帯に属していると判定されます。

※ 18歳(いわゆる早生まれ)である申込者本人については、現在パブリック・コメント中の独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)の改正により、特定親族特別控除が適用された場合と同額の控除を行う予定です。予約採用(高校3年生)においては、申込者本人が18歳早生まれに該当するのは既卒者等に限られます(例えば、令和9年度大学等進学者向け予約採用で対象になり得るのは生年月日が2007/1/2～4/1の者です)。

3. 本取扱いの適用開始時期等

令和8年度住民税を用いる判定(令和9年度大学等進学者向け予約採用)から適用します。

本取扱いの申告に必要な書類もその他の提出が必要な書類同様、生徒等から機構へ直接提出いただくため、学校における取りまとめは不要です。申込者が行う手続きにつきましては、6月中(予定)に貸与・給付部より別途ご連絡いたします。また、同時期に手続きに必要な情報等を機構ホームページに掲載する予定です。

◎きょうだいの情報の申告について

貸与奨学金及び給付奨学金（授業料等減免を含みます）の判定には、住民税（市町村民税）の情報を用いています。令和7年度税制改正により住民税に「特定親族特別控除」が創設され、奨学金制度においても、令和8年度以降、その対象となる特定親族※1のうち、一定程度の収入等※2を有する者については、多子世帯であるかどうかの判定における「子ども」に加える等の対応を行うこととなりました。例えば、申込者本人に大学生相当の年齢かつアルバイト等で年間150万円程度の収入を得ているきょうだいがいる場合、従来はそのきょうだいは「子ども」に加えることができなかったものの、今年度からは「子ども」として扱うことができるようになりました。

しかしながら、当機構から取得できる情報には、特定親族の収入等の情報が含まれていないため、そのままでは「申込者にこの要件を満たすきょうだいがいるかどうか」を把握することができません。このため、当機構は以下の①②いずれかの方法で、申込者に要件を満たすきょうだいがいるかどうかを確認します。②につきましては、全ての申込者に対して周知をお願いいたします。

①「申込者に要件を満たすきょうだいがある可能性はある」ことを当機構で把握している場合

当機構で取得した住民税の情報から、要件を満たすきょうだいがある可能性※3があることが確認できた場合、申込者本人に対し、当機構から直接、該当するきょうだいの有無等について確認の連絡をいたします。これに基づき当該きょうだいの証明書類の提出があった場合、当該きょうだいを「子ども」の数に加算します（この結果「子ども」の数が3人以上となり、かつ申込者本人が扶養されている場合、「多子世帯」として判定され得ます）。

申込者とのやりとりは、全て当機構が行いますので、学校が手続きをする必要はありません。当機構がこの確認を行っている間、当機構は該当する申込者の選考を保留します。このため、該当する申込者の採用候補者決定又は不採用の連絡は、同時期に推薦のあった方よりも遅くなる場合があります。

②申込者に要件を満たすきょうだいがいるかどうか、当機構で把握できない場合

先に当機構の奨学事業戦略部奨学事業戦略課からお知らせした令和8年6月30日付け事務連絡のとおり、制度変更により、住民税では特定親族にならない18歳早生まれである者も、要件を満たすことで「子ども」として扱うこととなります。しかしながら、申込者に「18歳早生まれ（今年度実施の予約採用においては生年月日2007年1月2日～2007年4月1日）、かつ特定親族に該当し得る収入があるきょうだいが存在する」かどうかは、当機構から捕捉することができません。このため、各申込者は、自身に該当するきょうだいが存在するかどうかを確認したうえで、存在する場合には、その情報を当機構に申告する必要があります。申告は、当機構のホームページ上で行います。

この申告につなげるため、学校ご担当者様におかれましては、全ての申込者に対し、別添のチラシを用いてまたは直接、下記の当機構ホームページをご案内いただきたくお願い申し上げます。なお、申込者からこの申告があった場合、①同様、確認を当機構が行っている間は、当該申込者の選考が保留され結果の連絡が遅くなることがあります。このため、申告前にチラシや下記のページで対象となるきょうだいがいることを確認してから申告するようご案内いただけますと助かります。

申告は、申込者が当機構に直接行いますので、学校が申告関係の手続きをする必要はありません。7月1日（水）から8月10日（月）の間を申告の期間とさせていただき、申告がない場合は、「子ども」の数への加算は行いません。

○（独）日本学生支援機構ホームページ

【2027年度大学等予約採用申込者専用】18歳早生まれのきょうだいの申告について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/hayaumare.html#18>

※1 19歳以上 23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が58万円（他に所得がない場

合において給与収入で（以下単に年収という）123万円）を超え扶養親族に該当しなくなった

場合であっても、一定の合計所得金額までであれば、その親等について、一定の所得控除を受けられるようにする「特定親族特別控除」の対象となる子等のこと。

※2 合計所得金額 58 万円超 95 万円以下（年収 123 万円超 160 万円以下）

※3 当機構では、申込者の生計維持者が特定親族特別控除の対象となっているかどうかを確認することができますが、その詳細については把握することができないため、特定親族特別控除の対象となるきょうだいが存在し得る申込者に対して、個別に照会いたします。

以上__